目次

第１条（規約の適用） 1
第２条（規約の変更） 1
第３条（用語の定義） 1
第４条（本サービスの内容） 1
第５条（本サービスの種類） 1
第６条（契約の単位と成立） 2
第７条（本サービスの契約条件） 2
第８条（本サービスの視聴申し込み） 3
第９条（視聴年齢制限付コンテンツ） 3
第 10 条（利用料金） 4
第 11 条（料金の支払方法） 4
第 12 条（料金の返還） 4
第 13 条（端末機器等の貸与） 4
第 14 条（設置場所の変更） 4
第 15 条（認証情報） 4
第 16 条（本サービスの一時中断） 5
第 17 条（本サービスの利用制限） 5
第 18 条（申し込み事項の変更） 5
第 19 条（加入者が行う契約の解約） 5
第 20 条（当社が行う契約の解除） 6
第 21 条（契約の解約または解除の機器返還） 6
第 22 条（禁止行為） 6
第 23 条（知的財産権および成果物の帰属） 6
第 24 条（通信の秘密） 7
第 25 条（権利義務の譲渡等の禁止） 7
第 26 条（個人情報、通信内容等の利用） 7
第 27 条（損害賠償の免責および責任事項） 8
第 28 条（本サービスの廃止） 8
第 29 条（国内法への準拠） 8
第 30 条（定めなき事項） 8
付則 8

イッツコム みるプラス利用規約

第１条（規約の適用）

イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が別に定めるイッツコムひかり テレビジョンサービス契約約款およびイッツコムひかり インターネットサービス契約約款またはイッツコムひかり アパートメント加入条項・利用条項（以下あわせて「原約款等」といいます。）ならびにイッツコム みるプラス利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、イッツコム みるプラスサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

２．第３条（用語の定義）で定める加入者および第３条（用語の定義）で定める利用者は、本規約を遵守するものとします。

３.当社は、本サービスの運営業務の一部を提携事業者および業務委託先に委託することがあります。

第２条（規約の変更）

当社は、次条（用語の定義）で定める加入者の同意を得ることなく、本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の変更された提供条件は、変更後の本規約によるものとします。

２．本規約を変更する場合、当社は、ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

第３条（用語の定義）

本規約において使用する用語は、次の意味で使用します。なお、本規約に定めなき用語については、原約款等の定義が適用されるものとします。

用語	用語の定義
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人
加入者	当社と本サービスの利用契約を締結している個人
利用者	加入者と第６条（契約の単位と成立）第２項にて追加登録された加入者の同居する家族
提携事業者	日本デジタル配信株式会社、アスミック・エース株式会社

第４条（本サービスの内容）

本サービスは、当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社または提供事業者が提供する映像その他のコンテンツ（以下「ビデオコンテンツ」といいます。）を視聴することができる映像配信サービスです。

２.本サービスの対象地区は日本国内とします。

３.本サービスは、地域事情および建物（配線）状況により利用できない場合があります。

第５条（本サービスの種類）

本サービスには次の各号で定める種類があります。

（１）「見放題パックプライム」

当社が提供する月額固定料金自動更新型の有料ビデオ・オン・デマンドサービスです。

（２）「見逃し番組」

当社とチャンネル視聴契約のある加入者に対し、放送事業者および番組供給事業者がプロモーションを目的として無料提供するビデオ・オン・デマンドサービスで、各チャンネルで放送された番組の中から特定範囲の番組を見逃し視聴対象番組として、当月の月初から月末までの１ヵ月間を利用単位として利用できるサービスです。

（３）「ＦＯＤ」

フリー･オン･デマンド（Free On Demand）の略称で、当社または提携事業者と本サービスに関する契約が結ばれていることを前提として無料でビデオコンテンツを視聴できるサービスをいいます。

（４）「ＴＶＯＤ」

提供事業者が提供するサービスです。ティー･ブイ･オー･ディー（Transactional Video On Demand）の略称で、利用料金を負担して視聴する権利を得たビデオコンテンツにつき、当社または提携事業者が別途定める視聴が可能な期間が満了するまで、原則として何度でも当該ビデオコンテンツを視聴できるサービスをいいます。

第６条（契約の単位と成立）

申込者は、本規約および提携事業者の規約に同意のうえ、当社に対して当社所定の方法により申し込みを行うものとし、当社が承諾した際に成立するものとします。

２.本サービスの契約は、１世帯につき１契約のみとなります。ただし、加入者は、追加登録の申し出を行うことにより、１契約に対して最大４名の同居する同一世帯内の家族を追加登録することができるものとします。そのとき、追加登録する家族（以下「利用者」といいます。）は本規約および提携事業者の規約に同意したものとみなします。

３．前項の申し出があったとき、当社は、利用者に対し加入者と同様に本サービス利用のためのＩＤを付与します。利用者による本サービスの利用は加入者による利用とみなし、利用者は加入者と同じ責を負うものとします。

４．加入者は、付与されたＩＤ毎に別途定める本サービス利用のための機器を最大５台登録できるものとします。

５．加入者による本サービスのビデオコンテンツの同時利用は、登録が完了した機器最大３台までとします。ただし、同一ＩＤにおいては異なる登録完了の機器であっても同時に同一のビデオコンテンツの利用はできないものとします。

６．当社は本サービスの申し込みがあった場合でも、次の各号の場合には承認しないことがあります。その場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

（１）加入者が、本規約および提携事業者の規約上請求される料金等の支払いを怠るおそれがあると認められる場合

（２）加入者が、本規約および提携事業者の規約に違反するおそれがあると認められる場合

（３）本サービスの提供を受けるために必要な環境の構築が困難であると判断される場合

７．加入者は、本サービスの利用契約の締結について、地主、家主、その他利害関係者があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第７条（本サービスの契約条件）

当社は、次表に定めるいずれかの基本サービス契約の加入者に限り、下記の通り本サービスを提供するものとします。なお、サービス品目には各２年コースも含みます。

サービス名	サービス品目	提供サービス	利用可能サービス
イッツコムひかりテレビジョンサービス	マックスplus／スタンダードplus／ミニplus、専用TVコース（まいにち充実プラン）、専用TVコース（アパートメント一括管理型）	「見放題パックプライム」が標準付帯。	「見逃し番組」、「ＦＯＤ」、「ＴＶＯＤ」
	マックス／スタンダード／アルファエース／ミニ	「見放題パックプライム」の追加契約が可能。	「見逃し番組」、「ＦＯＤ」、「ＴＶＯＤ」

イッツコムひかりインターネットサービス※	ホームタイプ10ギガコース／２ギガコース／１ギガコース／３００メガコース／３０メガコース、マンションタイプ１０ギガコース／２ギガコース／１ギガコース／６００メガコース／３００メガコース／１００メガコース／３０メガコース	「見放題パックプライム」の契約が可能。	「見放題パックプライム」を契約した場合、「見逃し番組」、「ＦＯＤ」、「ＴＶＯＤ」が利用可能。

※加入者の居住する建物がイッツコムひかり アパートメント（一括管理型建物プラン）でインターネットサービスを契約している場合も対象です。

２. 当社は、本サービスを個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとします。

３. 本サービスの利用にあたっては、本規約を承諾のうえ、当社所定の手続きに従い、必要事項の登録を行うことにより申し込むものとします。必要事項の登録は正確に事実を登録するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の登録をしてはならないものとします。

第８条（本サービスの視聴申し込み）

当社は、加入者に対して別途定める「ＩＰ－ＶＯＤサービス利用に関する機器仕様」を満たした機器を通じて、第４条（本サービスの内容）に定める本サービスを提供するものとします。本サービスの視聴を希望する加入者（以下「視聴希望者」といいます。）は、別途定める当社指定の申し込み方法や当社および提携事業者が提供するポータルサイト、アプリ等の画面上において、利用者ＩＤ、パスワード、支払方法等の認証情報を用いて視聴を申し込むものとします。

２.「見放題パックプライム」の視聴希望者は、当社指定の申し込み方法により利用契約を締結するものとします。なお、契約完了月内の利用料金は発生しませんが、契約完了月内の解約は受け付けないものとします。申し込みを解約する場合には、解約を行う月の月額利用料が発生します。

第９条（視聴年齢制限付コンテンツ）

本サービスのコンテンツの中に成人向けコンテンツが含まれますので、未成年保護の観点から、未成年の利用者への成人向けコンテンツの提供はしないものとします。

２. 本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツ（以下「視聴年齢制限付コンテンツ」といいます。）があります。視聴年齢制限付コンテンツは、視聴可能な年齢に到達している加入者が暗証番号入力を行うことにより、視聴することができます。

３. 成人向けおよび年齢制限のあるコンテンツを視聴するための暗証番号は、20歳以上の加入者からの申請に対して、当社もしくは提携事業者を通じ所定の方法により通知するものとします。

４. 暗証番号は４桁の数字であり、当社が別途定める方法により加入者が任意の番号に変更できるものとします。

５. 加入者は、暗証番号について注意をもって管理するものとし、不正使用が想定される事態を発見したときは、加入者が暗証番号を変更するなどの措置を講じるものとします。当社は、未成年および最低視聴年齢に満たないものが視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償しないものとします。また、加入者は、第三者による暗証番号およびパスワードの不正使用等により発生した本サービスの料金等について、その金額を当社に支払うものとします。

第 10 条（利用料金）
加入者は、イッツコムサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に定めるサービス利用料金を当社に支払うものとします。
２. 当社は、社会経済情勢の変化、提供する本サービスの内容の変更に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定の１ヵ月前までに当社が適切と判断した方法により当該加入者に通知するものとします。
３. 利用者が、アスミック・エース株式会社（以下「ＡＡ」といいます。）が提供する「ＴＶＯＤ」を視聴した場合、当社は、ＡＡの定めるところに従い、ＡＡの利用者に対する債権の譲渡を受けるものとします。これにより、加入者は、「ＴＶＯＤ」の利用料金を当社に支払うものとします。

第 11 条（料金の支払方法）
加入者の支払い義務等は、イッツコムサービス契約約款第 22 条（加入者の支払い義務）から第 26 条（遅延損害金）の定めによるものとします。

第 12 条（料金の返還）
当社側の責めに帰すべき事由により「見放題パックプライム」が利用できない状態となった場合において、本サービスが全く利用できない状態であることを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上連続し、かつ第８条（本サービスの視聴申し込み）第２項に基づき、視聴を申し込まれた有料コンテンツに係る月額プランの期間が満了していないときは、当社は加入者の申告に基づき、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について 24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応する月額プランの料金を非課金または料金が既に支払われている場合には返還します。

第 13 条（端末機器等の貸与）
当社は、加入者の希望によりＩＰ－ＳＴＢおよびリモコン等の付属品を貸与します。
２. 加入者は、料金表に定めるＩＰ－ＳＴＢ設置費用およびＩＰ－ＳＴＢ利用料を当社に支払うものとします。
３. 利用者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
４. 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合、修理に係る実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
５. 加入者は、当社が必要に応じて行う機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
６. 第 19 条（加入者が行う契約の解約）第２項に定める利用終了日および第 20 条（当社が行う契約の解除）第４項による提供終了日に、加入者は、当社が貸与しているＩＰ－ＳＴＢを返還するものとします。その返還および原状復帰にかかる費用については、加入者が負担するものとします。なお、加入者が故意または過失により機器を破損もしくは紛失、または返還しない場合、加入者は、料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第 14 条（設置場所の変更）
加入者は、次の場合に限り引込線および設置場所を変更できるものとします。
（１）変更先が同一敷地内の場合
（２）変更先が当社のサービスを提供している区域内であり技術的に可能な場合

第 15 条（認証情報）
本サービス利用の際に、利用者は当社が別途定める方法にてＩＤとパスワードを取得・設定するものとします。
２. 利用者は、自らの認証情報について、自己の責任によって厳正に管理するものとし、認証情報

を第三者に開示し、利用させ、その他貸与等を行うことはできないものとし、また認証情報を第三者が知ることができる物件上に手記・放置する、生年月日等の第三者に類推されやすい情報を認証情報にする等の注意義務を怠ると認められる行為をしないものとします。
３. 認証情報を利用して行われた行為は、全て利用者によって行われたものとみなし、利用者は当該行為について責任を負うものとします。
４. 利用者は、認証情報が第三者に知られた場合、第三者に不正に利用されている疑いのある場合または認証情報の失念があった場合、当社へ直ちにその旨を通知するものとし、認証情報の不正利用等が拡大しないようにするものとします。
５. 利用者は、自己のＩＤおよびパスワードが使用されたことにより当社、提携事業者または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

第 16 条（本サービスの一時中断）
当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することがあります。これにより利用者または第三者に損害が発生した場合においても、一切の責任を負わないものとします。
（１）当社が本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生しまたは保守点検もしくは改修等を行う場合
（２）火災、停電、天災地変およびその他不可効力により本サービスを提供できない場合
（３）その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合
２. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適当と判断する方法で事前に利用者に通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
３. 当社および提携事業者は、事前に当社および提携事業者が適当と認める方法で利用者に周知することにより、利用者に何等の補償をすることなく、本サービスの内容を変更し、または全部もしくは一部を中止することができます。これにより利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社および提携事業者はその責任を一切負わないものとします。

第 17 条（本サービスの利用制限）
利用者は、当社が事前に承認した場合（情報等に関して権利を持つ第三者がいる場合には、当社を通じ、事前に当該第三者の承認を取得することを含みます。）を除き、本サービスを通じて入手したいかなる情報等についても、利用者個人としての私的使用以外の目的には使用しないものとします。
２. 利用者は、本サービスに関して、私的使用の目的を超える行為、営業活動、営利を目的とした行為、およびそれらの準備を目的とした行為を行わないものとします。
３. 利用者の１ヵ月間の本利用料金が金 110,000 円（消費税等相当額を含みます。）を超過した場合、当社は、当該利用者につき本サービスの利用を制限する場合があります。

第 18 条（申し込み事項の変更）
加入者は、加入申し込み時に記載した内容およびサービス内容の変更を希望する場合、事前に当社にその旨を当社所定の方法により申し出るものとします。当社はそれを承諾した場合、速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供するものとします。
２. 前項のとき、当社は、第６条（契約の単位と成立）の規定に準じて取り扱うものとします。

第 19 条（加入者が行う契約の解約）
加入者は、毎月末日付にて見放題パックプライムおよびＩＰ－ＳＴＢの利用契約を解約することができます。この場合、加入者は解約希望日の 10 日前までに当社所定の方法より、当社に通知するものとします。
２. 前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を基本サービスの利用終了日と定めます。
３. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きにかかる手続きを簡略化できるこ

とがあるものとし、その場合は、別途定める日を当該契約の解約日として取り扱うものとします。

第 20 条（当社が行う契約の解除）

当社は、利用者が次の各号いずれかに該当する場合には、当社は利用契約を解除することができるものとします。この場合において利用者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

（１）当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
（２）本サービス提供を妨害した場合
（３）本規約または提携事業者の規約や約款等のいずれかに違反した場合
（４）本サービス利用に関連して、当社、他の加入者または第三者に損害を与えたことが明らかな場合
（５）その他、当社が加入者として不適切と判断した場合
（６）第７条（本サービスの契約条件）に定めるサービスの利用契約が解約された場合

２．当社は、前項の規定にかかわらず、当社の業務遂行上支障をおよぼすと認められるときは、本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。

３．当社は、前２項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

４．第１項および第２項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの提供終了日と定めます。

第 21 条（契約の解約または解除の機器返還）

第 19 条（加入者が行う契約の解約）による契約の解約または前条（当社が行う契約の解除）による契約の解除の場合、加入者は、当社が貸与しているＩＰ－ＳＴＢがあるときは、解約後１ヵ月以内に、当社に返還するものとします。その返還および原状復帰にかかる費用については、加入者が負担するものとします。返還されない場合には、加入者は料金表の機器損害金を負担するものとします。

第 22 条（禁止行為）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行うことができないものとします。

（１）ビデオコンテンツを複写もしくは複製し、または翻訳もしくは編集、修正、改ざんその他の変更を加える行為
（２）ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
（３）不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
（４）本サービスの提供に支障を来し、またはそのおそれがある行為
（５）前各号に定める他、当社または第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、またはそのおそれがある行為
（６）法令もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれがある行為

第 23 条（知的財産権および成果物の帰属）

本サービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係わる著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含みます。）その他の知的財産権は、全て当社およびビデオコンテンツの提供者に帰属します。利用者はビデオコンテンツの視聴のみできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用および第三者への転許諾等一切行うことはできません。

２.利用者がアンケート等で当社に回答した内容等についての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含みます。）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、利用者は、自己が回答した内容等につき著作者人格権を行使しないものとします。

第 24 条（通信の秘密）

当社は、電気通信事業法および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号）に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。

２.次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。

（１）通信当事者の同意がある場合

（２）刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 218 条（裁判官の発する令状による差し押え等）に基づく強制の処分が行われる場合

第 25 条（権利義務の譲渡等の禁止）

加入者は、本規約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第 26 条（個人情報、通信内容等の利用）

加入者が本サービスを利用する過程において、当社が知り得た個人情報の取り扱いについては、当社が別途定める「個人情報保護方針」が適用されるものとします。

２.加入者は、個人を識別することができる情報（個人情報）ならびに本サービスの利用履歴、アクセス履歴等の利用履歴等（履歴情報）を、当社が次の目的で収集および利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。

（１）本サービスの契約の締結および本サービス提供

（２）本サービス料金の請求

（３）本サービスに関する情報の提供

（４）本サービスの向上を目的とした視聴者調査

（５）ＩＰ－ＳＴＢの設置およびアフターサービス

（６）本サービスの利用状況等に関する各種統計処理

（７）本サービスおよび当社が提供するその他のサービスを行ううえで業務上必要な場合

（８）業務の一部を当社が別途指定する者に委託する場合

３.加入者は本サービスの利用にあたり、前項に加えて利用者の通信内容が記録されることについて承諾するものとし、当社は、その必要に応じ、法令に反しない範囲でその内容を確認して必要な利用をするものとします。

４.当社は、加入者のアクセス履歴および利用状況の調査のため、その他利用者に最適のサービスを提供するために、加入者が当社のサーバにアクセスする際のＩＰアドレスに関する情報、携帯端末でアクセスした場合には、携帯端末の機体識別番号に関する情報、およびクッキー（Cookie）の技術を利用して加入者のアクセス履歴等に関する情報を収集します。加入者がブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、本サービスの利用が制限されることがあります。

５.第２項および前項で収集した情報は、法令に反しない範囲で、前項に定める目的のために利用し、必要な範囲で情報の取り扱いを委託先に委託する場合があるものとします。また、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供または開示等しないものとします。

６.当社は、加入者、第三者の生命・身体・財産の保護、または本サービスの運営や当社の権利・財産の保護のために必要があると判断した場合、必要に応じ、法令に反しない範囲で加入者に関する事項を自ら利用し、または警察その他の公的機関や著作権等の財産権・その他諸権利を有すると合理的に推測される者等に開示・提供することができるものとします。

７.加入者が個人情報の入力を行わない場合、当社は本サービスの申し込みを受け付けることができないことを、加入者はあらかじめ了承するものとします。

８.加入者は、加入者自身の個人情報について、開示・訂正・削除を要求する権利があります。なお、請求の方法に関しては、次の個人情報に関する連絡先まで問い合わせください。

イッツ・コミュニケーションズ株式会社　個人情報お問い合わせ窓口

〒213-0011　神奈川県川崎市高津区久本 3-5-7　新溝ノロビル５階

イッツ・コミュニケーションズ株式会社　経営統括室内
電話番号　0120-109199
受付時間　9:30～12:30　13:30～18:00（土・日・祝祭日は除く）

第 27 条（損害賠償の免責および責任事項）
当社は、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性および有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。また、本サービスの提供において、当社および提携事業者が採用する暗号技術は、当社および提携事業者が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。
２.利用者は、本サービスを利用するにあたり、自らの責任と費用で機器や通信手段等の必要な環境を整えて本サービスにアクセスする必要があります。当社は利用者の本サービスへの利用手段には関与しないものとし、機器や通信手段等の不具合にかかる責任は負わないものとします。
３.利用者が本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は、一切の責任を負わないものとし、利用者は自己の責任と費用負担においてかかる第三者に生じた損害または損失およびこれに関連する全ての問題を処理解決し、当社に何等負担が生じることのないようにするものとします。
４.利用者が本規約に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社等に損害を与えた場合、当社等は、当該利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
５.利用者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を利用者自らの注意を持って管理し、それら機器の移動、取り外し、変更、分解または損壊はしないものとします。これに反した場合は利用者自身の負担により復旧するものとします。

第 28 条（本サービスの廃止）
当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。また、提携事業者が別途定めるサービスの契約が理由の如何にかかわらず終了した場合には、当然に終了するものとします。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。
２. 前項の場合、当社は加入者に対し、本サービスを廃止する日の３ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

第 29 条（国内法への準拠）
本規約は、日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 30 条（定めなき事項）
本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社と加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

付則
（１）当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
（２）第８条（本サービスの視聴申し込み）第１項に定める「ＩＰ－ＶＯＤサービス利用に関する機器仕様」については、みるプラスホームページ（https://front.milplus.jp/help）にてご確認ください。
（３）ＩＰ－ＳＴＢの申込受付は 2024 年 11 月 30 日をもって終了しています。
（４）本規約は、2025 年６月１日より施行します。